

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.1 %
全職員	75.0 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	90.3 %
本省課室長相当職	99.2 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.0 %
係長相当職	91.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	92.3 %
３１～３５年	92.5 %
２６～３０年	90.2 %
２１～２５年	90.8 %
１６～２０年	92.5 %
１１～１５年	94.0 %
６～１０年	93.1 %
１～５年	92.6 %

【説明欄】

- * 役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表（一）７級から１０級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）
- * 検察官については、職制上の段階がないため、役職段階別に含まない。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。